

計画書

名瀬都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

名瀬都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「名瀬都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更」別添のとおり

理 由

名瀬都市計画区域においては，平成 16 年度に「名瀬都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，「島建てのまちづくり」を基本理念として，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である奄美市総合計画及び第 6 次龍郷町総合振興計画についても策定を行ってきており，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から 20 年を迎えることもあり，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られることから，記載内容の見直しを行うものである。

名瀬都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における奄美市及び龍郷町の位置付け	1
2) 都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	1
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	2
2) 地域毎の市街地像	3
① 名瀬中心市街地地域	
② 上方 ^{かみほう} 地域・下方 ^{しもほう} 地域	
③ 瀬留 ^{せどめ} ・浦 ^{うら} 地域	
④ 中勝 ^{なかがち} 地域	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	4
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	10
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	10
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における奄美市及び龍郷町の位置付け

奄美市及び龍郷町は、鹿児島県本土から南西に約 380km の奄美大島の北部に位置する。

奄美市は、平成 18 年 3 月 20 日に名瀬市・住用村・笠利町による合併により誕生した。面積は約 30,833ha であり、このうちの約 1/5 を占める笠利地区は飛び地となっている。

龍郷町は、旧名瀬市と旧笠利町の間に位置し、面積は約 8,208ha である。

奄美大島は、令和 3 年 7 月には世界自然遺産に登録され、生物多様性の豊かな自然環境を有している。

気候は、四季を通じて温暖多雨の亜熱帯性気候で、台風襲来が多い地域でもある。

2) 都市計画区域の位置付け

名瀬都市計画区域（以下、「本区域」という。）は、奄美大島の北西に位置し、奄美市及び龍郷町で構成されている。

本区域は、鹿児島市を起点に奄美大島を縦断し沖縄県那覇市を終点とする国道 58 号の広域的な幹線道路が通っているほか、県本土から奄美群島の島々を経由し沖縄航路等を連絡する船舶が就航する名瀬港を有している。

また、市町の庁舎や国・県の出先機関等の官公庁をはじめ、金融・商業・医療・教育などの都市機能が集約された奄美群島の経済・社会活動の中心的な役割を担っている。

2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

奄美市では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 41,390 人となっており、平成 12 年と比較し、約 79.8% に減少した。中でも 65 歳以上の高齢者人口は 13,441 人となっており、総数に対する割合は 32.5% と人口減少・高齢化が深刻化している。

龍郷町では、令和 2 年国勢調査において、人口総数 5,817 人となっており、平成 12 年と比較し、約 96.9% に減少した。中でも 65 歳以上の高齢者人口は 1,906 人となっており、総数に対する割合は 32.8% と人口減少・高齢化が深刻化している。

また、産業では、令和 3 年の奄美市総生産額は、第 1 次産業 1,119 百万円、第 2 次産業 18,907 百万円、第 3 次産業 114,457 百万円で、平成 23 年と比較すると、第 1 次産業 103.3%、第 2 次産業 166.2%、第 3 次産業 105.0% となっており、第 1 次、第 3 次産業はやや増加し、第 2 次産業は 6 割増加してい

る。

令和3年の龍郷町総生産額は、第1次産業177百万円、第2次産業5,258百万円、第3次産業14,134百万円となっており、平成23年と比較すると、第1次産業80.1%、第2次産業117.2%、第3次産業125.1%と、第1次産業は減少しているもの、第2次、第3次産業は増加している。

奄美大島は、台風の襲来が多く、近年は、異常気象による豪雨災害が頻発化しており、平成22年には大規模な奄美豪雨災害が発生し、奄美市及び龍郷町においても多大な被害に見舞われた。

このようなことなどを踏まえ、奄美市及び龍郷町における課題を、以下のように整理する。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 交流人口の増加への対応
- 自然環境の保全と活用

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本区域は、昭和28年の日本復帰以降、奄美群島復興特別措置法（現在の奄美群島振興開発特別措置法）による復興・振興計画の都市基盤整備により、急速に都市化が進展し、今日においては、奄美群島における経済・社会活動及び教育・文化活動の中心的な役割を担っている。

奄美市においては、地形的な制約から飛び地状に新市街地が形成されてきたが道路網の整備が都市の拡大に対応できず、朝夕の慢性的な交通渋滞が解消されていない。また、中心市街地においては、都市の分散拡大に伴う人口流出や郊外への大型店の出店等による商業機能の衰退、空き店舗の増加や家屋の老朽化が顕著となっており、都市機能の再生に向けた取り組みが必要となっている。

龍郷町においては、奄美市をはじめとする奄美大島本島全域を商圈とする大型店舗が出店している。また、その周辺にも飲食店などを中心とする新たな商業施設の進出がみられることから、周辺環境に配慮した土地利用の規制・誘導策が必要となっている。

本区域は、今後奄美群島の「郡都」を担う区域として、奄美群島全域への都市的サービスの向上を目指し、海に開かれた交流のまちとして、交通・情報通信体系をはじめとした都市機能の再生・拡充を図る必要がある。

また、本場奄美大島紬や黒糖焼酎などの地場産業の振興や豊かな自然環境の保全と活用による観光振興を図り、都市と自然が調和した快適な生活空間を創

出する必要がある。

こうしたことから、奄美市総合計画の基本理念「自然・人・文化が紡ぐ しあわせの島」及び第6次龍郷町総合振興計画の基本理念「歴史と文化で創る 活力と幸せが実感できるまちづくり」を踏まえ、独自性のある都市と自然が共生した奄美らしいまちづくりを目指し、以下を都市づくりの基本理念とする。

「歴史と文化を紡ぎ 都市と自然が共生するきよらの郷づくり」

この基本理念を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

■個性を生かした活発な交流を育むまちづくり

固有の文化や豊かな自然環境の魅力と地域の持つ個性を発揮し、地域が連携した活発な観光交流を育むまちづくりを進める。

■都市活力の再生と住民生活を支える持続可能なまちづくり

奄美群島の発展を牽引していくため、都市の担う役割と活力を維持・創出するとともに、地域住民の生活を支える機能やサービスを確保し、持続可能なまちづくりを進める。

■都市と自然が共生し幸福度を実感できるまちづくり

受け継がれる「奄美らしさ（豊かな自然や伝統・文化）」を大切に、安全・安心な住みたい・住み続けたいと実感できる都市と自然が共生するまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

① 名瀬中心市街地地域（奄美市）

名瀬中心市街地地域を本区域の「都市中心核」として位置付け、都市と港湾との一体化を図り、「みなとまち名瀬」の“顔”の形成を図る。

本地域は、国の合同庁舎など広域的な行政サービス施設と奄美観光を担う施設を配置するとともに、防災機能の強化や産業の空洞化対策などの都市基盤整備と商業業務機能の再生を図り、居住と商業の複合地区として奄美群島の「郡都」機能の形成を図る。

また、名瀬港マリンタウン地区については、中心市街地と連携した海の玄関口にふさわしい都市機能の誘導を図る。

② 上方地域・下方地域（奄美市）

上方地域・下方地域を，郊外住宅地として位置付け，都市基盤整備により住環境の向上を図る。

③ 瀬留・浦地域（龍郷町）

龍郷町役場，龍郷町生涯学習センター，福祉施設等が立地する瀬留・浦地域を，本区域北東部の地域拠点に位置付け，公共施設のより一層の充実を図ることにより，住民サービスや利便性の向上を図る。

④ 中勝地域（龍郷町）

中勝地域については，周辺土地利用との調和を図りつつ，幹線道路を活かした沿道型施設の立地及び生活環境の整備を進め住環境の向上を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は減少傾向であり，今後も減少すると予測される。商工業では，商品販売額及び製造品出荷額は減少傾向にあり，今後も著しい伸びは見込まれない状況にあることから，土地需要は現在の商業・工業用地内で収容可能であると判断される。

さらに，本区域は急峻な山岳に囲まれており，地形的制約や人口動向予測からも本区域における急激な市街化の進行は見込まれないものと判断される。

また，市街地外に広がる優良な農地及び良好な自然的環境は，農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法による土地利用規制で保全が可能であると判断される。

以上のことから，本区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化が進行し，低未利用地等が増加する中，土地利用と基盤施設の整合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため，居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに，活力にあふれ，個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

名瀬中心市街地地域では，公共施設や民間業務施設が集中し本区域の中心

的な業務地が形成されており、今後も、国道 58 号や名瀬港臨港道路などの整備に伴い、業務機能の拡大・再編が見込まれることから、「郡都」にふさわしい業務地の整備を図る。

特に末広・港地区は、本地域の中心として質の高い都心空間を形成するため、市街地の再生により高度利用を図るとともに商業機能の強化を図る。

浦地区・大勝地区・中勝地区の国道 58 号沿道には商業施設が点在しており、道路整備にあわせて地域住民向けの商業機能の向上を図るとともに、奄美市と奄美空港との中間的立地条件を活かした観光物産拠点の形成を図る。

b 工業地

小浜地区・鳩浜地区・和光地区については、本地区内外で立地が進む商業機能や居住機能との調和を図る。

瀬留地区北部に立地する発電所周辺については、周辺との景観に配慮した利用形態を維持する。

c 流通業務地

名瀬港本港地区周辺は、既に流通関連企業が高密度に立地しているが、名瀬港マリンタウン地区の整備により、新たな業務用地が確保され、流通やサービス関連業務の拡大が見込まれることから、臨海部周辺については「みなとまち名瀬」の海の玄関口として、広域物流の拠点整備と連携した流通業務地等の整備を図る。

d 住宅地

既存の名瀬市街地は、比較的高密度な住宅地として配置し、また、上方地域などは、居住環境の優れた中低層住宅地として配置する。

龍郷町瀬留地区・浦地区・大勝地区・中勝地区については、良質な居住環境の形成を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

名瀬中心市街地地域については、にぎわいに満ちた魅力ある都心として、快適な都市空間の創出を図るとともに、土地の高度利用や、商業・業務機能と都心居住機能の充実を図る。

末広・港地区については、高次の都市機能の導入を図る。
名瀬港マリンタウン地区は、陸・海の交通結節機能が集積する地域であることから、良好な交通条件を活用した広域交流・業務施設の集積を進め、中心市街地と一体となった高度利用を図る。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進することにより、用途の純化を進める。

c 居住環境の改善または維持に関する方針

住宅の老朽化や過密化、生活道路の未整備等により、機能性・利便性、防災面で適正な居住環境が確保されていない小宿地区については、土地区画整理事業導入の検討を進め、良好な住環境への改善に努める。

また、現状の居住環境からみて狭あいな生活道路等が課題となっている既成市街地においては、土地区画整理事業などによる面的整備を進め、建築物の不燃化や集合化を図るとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた道路・公園等の都市基盤の整備により、居住環境の改善に努める。

③ その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街地化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

奄美群島国立公園や世界自然遺産にふさわしい生物多様性の豊かな自然環境の保全に努める。

また、市街地を取り囲む山岳地や海岸部については、良好な自然環境を有しており、今後とも自然の風致を維持しつつ、都市と自然との環境共生に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域は、奄美大島における地域間連絡及び奄美空港の位置する北部と

南部の瀬戸内町を結ぶ交通の要衝にあり、島内全域とほぼ1時間で結ばれている。

本区域の道路は、国道58号等の幹線道路の整備は進んでいるが、通過交通や通勤通学などによる区域内交通量の増加により慢性的な交通渋滞が発生し、生活道路への車の進入により騒音等の問題を引き起こしている。

また、生活の利便性の向上を図るため、島内唯一の公共交通手段であるバス路線の運行体系の改善が求められている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針のもとに整備を進める。

- 周辺町村との連携や観光交流の促進に向けて、島外との交通拠点である奄美空港や名瀬港と各種拠点を有機的に結ぶ交通ネットワークの形成を図る。
- 奄美群島の「郡都」としての活力の創出と地域における利便性の向上を図るとともに、災害時の安全性を確保するため、道路ネットワークの強化と地域公共交通の充実を図る。
- 歩行者空間の整備など、生活環境と調和したユニバーサルデザインに考慮した交通施設の整備を図る。
- 駐車場については、駐車需要の状況に 応じて官民が適切な役割分担を行い、既存駐車施設の有効利用を含めた施策を総合的かつ効率的に展開する。
- 奄美市地域公共交通計画及び龍郷町地域公共交通計画をもとに、関係者が連携して効果的・効率的な施策を展開し、持続可能な公共交通体系の構築を目指す。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行者の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

ｂ 主要な施設の配置の方針

ア 道路

国道58号及び県道名瀬瀬戸内線が担っている交通機能をより強化し、通過交通処理を向上させるため、奄美市においては、主要幹線道路として（仮称）三儀山バイパス（県道名瀬瀬戸内線）を配置するとともに、都市計画道路3・5・16号永田平田線（国道58号）の整備を図る。また、龍郷町においては、国道58号の整備を図る。

併せて社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直し

の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道路	主要幹線道路： 奄美市 ・都市計画道路 3・5・16 号永田平田線（国道 58 号） ・都市計画道路 3・4・12 号小宿里線 龍郷町 ・国道 58 号 都市幹線道路： 奄美市 ・都市計画道路 3・5・1 号古見本通線（国道 58 号）

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

奄美市においては、県の生活排水処理構想及び奄美市公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。

龍郷町においては、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。

また、両地域において整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、河川の整備に限らず、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」に計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

奄美市では、公共下水道の整備はおおむね完了している。未整備箇所については、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

奄美市では、公共下水道は市街地を中心に、終末処理場は名瀬長浜地区に配置している。今後は市街地の状況を鑑み、既存施設の更新等を進めながら、必要に応じて排水区域等の見直しについて検討を行うものとする。

イ 河川

本区域には、新川、小宿大川、大美川等の二級河川がある。これら河川については、治水上の安全性を確保するため、計画的な治水対策を進める。

その他の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
公共下水道	小宿地区等の污水管渠整備
河川	二級河川大美川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が衛生的な居住環境の下で生活が送れるよう、ごみ処理施設やし尿処理施設などの必要な公共公益施設については、各地域の実情、周辺環境との調和等を考慮し、広域圏での連携を図りながら適正かつ計画的な整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、奄美市、龍郷町、大和村、宇検村及び瀬戸内町の奄美大島 1 市 2 町 2 村で構成される大島地区衛生組合による名瀬クリーンセンターが名瀬地区に配置されている。今後は、人口の動向や生活水準の変化などに伴うごみ発出の状況に対応して、施設の機能拡充等を図るものとする。

イ 卸売市場

奄美市地方卸売市場については、流通機能の合理化、高度化を進めるため市場の機能充実に努める。

ｃ 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

奄美市は、重要港湾名瀬港を中心に市街地が発展し、地形的制約から飛び地状に新市街地が形成されている。このような背景のもと、安全で快適な住民生活と効率的な都市活動を確保するため、既成市街地内において都市基盤の再整備を計画的に進め、生活環境、都市機能の整備・充実に努める。

現況の都市的な問題点や商業空間の現状に即して、「再生すべき街区」、「改善すべき街区」及び「保全すべき街区」に区分し、官民協働のまちづくりを基本に、整備課題、事業手法を明確にし、住民の合意形成に努めながら進めていく。

また、優れた自然環境と共生する都心環境を創出し、奄美群島の「郡都」にふさわしい、総合的な都市再生の整備を図る。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な区域は次のとおりとする。

地 区 名	整 備 方 針
末 広 ・ 港 地 区	現在施行中の土地区画整理事業を推進し、防災機能の強化、商業施設の再編を図り、中心市街地の活性化を図る。
小 宿 地 区	土地区画整理事業の導入を進め、良好な居住環境の形成に努める。

現時点では上記以外に新たな市街地開発事業の予定はないが、今後の市街地の状況を鑑み、必要に応じて検討を行うものとする。

② 市街地整備の目標

おおむね 10 年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事 業 名	地 区 名
土地区画整理事業	末 広 ・ 港 地 区 小 宿 地 区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、東シナ海に面した名瀬湾を取り囲むように広がり、扇状地の限られた平地部のほぼ全てが市街化され、市街地を取り囲むように急峻な山岳が連なっている。

本区域においては、都市的利用が困難な急斜面が市街地を取り囲むことにより、都市と自然の住み分けが必然的に図られてきた。このようなことから、市街地に近接して優れた海・山の自然環境が保全されており、今後は、これらを貴重な都市景観として保全するとともに、都市との共生並びに自然と人との共生の観点から活用を図る。

また、外洋に面した海や市街地を取り囲む山は、豊かな希少動植物の宝庫であり、その保全に努める。

今後、こうした自然環境を保全するとともに、近年のスポーツ・レクリエーションへの需要の増大や、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

a 環境保全系統の配置

地 域 名 等	概 要
摺古崎 ^{すりこさき} 周辺沿岸部 (奄美市)	優れた亜熱帯海洋性植生帯として保全に努める。
市街地を取り囲む山岳地 (奄美市)	市街地へのうるおいと、清涼な空気の供給源として保全に努める。
山岳丘陵地と主要な河川 (龍郷町)	集落、平地を取り囲む山岳丘陵地と、大美川、中勝川等の主要な河川は、野生動植物の生息・生育地であるとともに、都市の骨格を形成する重要な緑地であることから、その保全に努める。
都市内の緑地 (奄美市)	おがみ山公園やうどん浜港湾緑地を連絡する緑と歴史の散策道路の形成上重要となる市街地の樹林、斜面緑地及び社寺緑地等については、その保全と活用を図る。また、新たに創出される臨海部の緑地については、背後市街地の居住環境との調和を図り、市民の親水緑地としての活用を図る。

b レクリエーション系統の配置

地 域 名 等	概 要
北西部地域 (奄美市)	あかざき公園や県立少年自然の家関連施設を有機的に結び、総合的なレクリエーション機能の充実を図る。
西部地域 (奄美市)	名瀬運動公園を中心とした、スポーツ・レクリエーション機能の充実を図る。
臨海部 (奄美市)	臨海部の緑地を散策路にて有機的に結び、海に親しむ憩いの空間形成を図る。
市街地中央部 (奄美市)	土地区画整理事業等により、都心緑地の拡充を図り、市民の憩いとうるおいの場の創出を図る。

c 防災系統の配置

地 域 名 等	概 要
区域全体	防災対策の一環として避難地・避難経路・緑地等を配置する。また、保安林等はその保全を図り、土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた地区、流域は災害を未然に防ぐ観点から市街化を抑制する。

d 景観構成系統の配置

地 域 名 等	概 要
海岸部 (龍郷町)	龍郷湾及び笠利湾における湾岸自然景観の保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の市街地については、誘致圏を考慮した都市公園を適宜配置していくものとする。

市街地を取りまく海岸沿いや丘陵地に分布する良質な樹林地帯は、緑地保全地域、風致地区等による制度を活用して、保全に向けた施策を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

a おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
街区公園	(仮称) 末広・港公園 (奄美市)	約 0.1ha

- ｂ おおむね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地域等の地域地区
おおむね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが，必要に応じて，指定の検討を行うものとする。

名瀬都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

